

平成24年(ワ)第430号 川内原発差止等請求事件  
平成24年(ワ)第811号 川内原発差止等請求事件  
平成25年(ワ)第180号 川内原発差止等請求事件  
平成25年(ワ)第521号 川内原発差止等請求事件  
平成26年(ワ)第163号 川内原発差止等請求事件  
平成26年(ワ)第605号 川内原発差止等請求事件  
平成27年(ワ)第638号 川内原発差止等請求事件  
平成27年(ワ)第847号 川内原発差止等請求事件  
平成28年(ワ)第456号 川内原発差止等請求事件  
平成29年(ワ)第402号 川内原発差止等請求事件  
平成30年(ワ)第562号 川内原発差止等請求事件

原告ら準備書面88  
(原発に対する武力攻撃に関して)

2023(令和5)年1月27日

鹿児島地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 森 雅 美



同 後 藤 好 成



同 白 鳥 努 外



## 目 次

1、はじめに .....	4
(1) 原発に対する武力攻撃の現実的危険 .....	4
(2) 原発へのミサイル攻撃を防ぐ手だては我国には存在していないこと ..	4
(3) 武力攻撃による原発の破壊がなされると桁違いの犠牲がでるとの予測 がなされていること .....	5
2、北朝鮮による原発へのミサイル武力攻撃の現実的危険 .....	5
(1) ウクライナの原発に対するロシアの武力攻撃と原子炉破壊の危険 .....	5
(2) 米国、韓国と北朝鮮との戦争に我国がまきこまれる危険があること ..	6
(3) 防衛庁も我国と北朝鮮が戦闘状態となれば我国の原発も北朝鮮の攻撃 目標になることを予測していること .....	6
(4) 川内原発は二重の意味で北朝鮮のミサイル攻撃の対象になりやすいこ と .....	7
3、弾道ミサイルによる原発攻撃に有効に対処しうるシステムは何ら存在して いないこと .....	7
(1) 弾道ミサイルに有効に対処しうるシステムはできていないことを政府 も認めていること .....	7
(2) 設置許可基準が求める「テロによる重大事故に対処する施設の設置」 は主に大型飛行機の衝突を想定しており、テロ全般には及んでいないこ と .....	8
(3) 原子力規制委員長も「原発が大きな爆発力のあるミサイル攻撃を受け るときこれを防護する手段はない」と答えていること .....	9
(4) ミサイル等を用いた武力攻撃から原発の安全性を確保することは不可 能であり、設置許可基準が求める特定重大事故等対処施設では役にた たないこと .....	9
(5) 原発のテロ対策施設の工事が未完成のためテロ対策が不十分として稼	

働が認められなかった川内原発1号機 .....	10
(6) 川内原発に規制委員会の求めるテロ対策施設が完成していたとしても、 他国からの武力攻撃を防ぐことは不可能であること .....	10
4、武力攻撃により原子炉格納容器が破損した場合の周辺住民の犠牲を試算し た上岡直見氏のシミュレーション .....	11
(1) 東海第二原発が武力攻撃を受けた場合を想定して作成した上岡氏のシ ミュレーション .....	11
(2) 上岡氏の原発武力攻撃を想定したシミュレーションの結果では、東海 第二原発で約37万人、柏崎刈羽原発で約5万9千人の犠牲者が予測さ れること .....	11
(3) 1984年に外務省が行った原発に対する武力攻撃の被害シミュレー ション .....	12
(4) 上岡氏が指摘する原発に対する武力攻撃の主な形態と主な対象 .....	13
5、おわりに .....	15
(1) 原発への武力攻撃の危険と特定重大事故対処施設の設置義務 .....	15
(2) 規制委員会が求める重大事故対処施設は専ら大型航空機の衝突による 攻撃を想定したものであること .....	16
(3) ミサイル等の攻撃には何らの対処方法も存在していないままでの原発 稼働は許されないこと .....	16

## 1、はじめに

### (1) 原発に対する武力攻撃の現実的危険

昨年ロシアの侵攻によって開始されたウクライナ戦争で、ウクライナに所在する原発を狙ったロシア軍による破壊攻撃が世界を震撼させた。具体的にはチェルノブイリ原発のロシア軍による占拠と破壊が危惧され、稼働中のザポリージャ原子力発電所もロシア軍の砲撃を受けて損傷するという事態になった。

このような原発に対するテロ攻撃、軍事攻撃は、我々にとっては無縁のものとして見過ごすことができない状況が我国でも発生している。

具体的には従来から日本海を着水点とする北朝鮮による弾道ミサイルの実験がくりかえされてきているが、昨年は実験の頻度が著しく増大してきている。しかも、北朝鮮は従来からの短距離・中距離弾道ミサイルに加えて、長距離弾道ミサイル、核弾道ミサイル、列車移動式ミサイル、潜水艦からの発射ミサイル、超高速ミサイル等、多様なミサイルの開発、実験をくり返しているが、この北朝鮮のミサイル攻撃の対象は具体的には日本、米国、韓国にむけられていると考えられる。しかも、防衛庁によると、このようなミサイルの重要な攻撃対象の中に原発も含まれている。

### (2) 原発へのミサイル攻撃を防ぐ手だては我国には存在していないこと

ウクライナ戦争でみられているように、原発が他国によるテロ行為やミサイル攻撃の対象とされた結果、武力攻撃により原発が破壊され、そのことにより大量の放射能が短時間のうちに流出し、周辺住民に多大の犠牲を出す等の大惨事に発展する危険は十分ありえることである。

しかるに、川内原発を含む我国の原発が他国からのミサイル攻撃を受けた場合にこれを防ぐ手だては我国にはほとんど存在していない。現在の段階では、ミサイル攻撃に対する防御ができないことは先に述べるように国も認めているところである。

### (3) 武力攻撃による原発の破壊がなされると桁違いの犠牲がでるとの予測がなされていること

このような状況下で、実際に原発への攻撃がなされたらどうなるか、環境経済研究所所長（法政大学非常勤講師）の上岡直見氏は、このような事態が発生した場合の原発施設に関するシミュレーションを作成し公表している（甲B336）。

これによると、武力攻撃で原子炉格納容器が破損した場合は、原発周辺を中心に東海第二で約37万人、柏崎刈羽で約5万9000人の死亡者が発生するとの試算結果が出ている。

このように、武力攻撃による原発の破壊がなされた場合は、放射能の大量流出によりまさに桁違いの犠牲がでるとの予測もされている。

今日、ロシアのウクライナ侵攻において、ウクライナの原発の攻撃・破壊の危機が現実のものとなっている今日、あらためて、テロ攻撃による原発の重大事故発生の危険について、以下みていきたい。

## 2、北朝鮮による原発へのミサイル武力攻撃の現実的危険

### (1) ウクライナの原発に対するロシアの武力攻撃と原子炉破壊の危険

昨年2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵攻においては、チェルノブイリ原子力発電所や、稼働中のザポリージャ原子力発電所がロシア軍の攻撃を受け、占拠されるという世界中を震撼させる事態が発生している（甲A301）。

しかも、稼働中のザポリージャ（ザポロジエ）原子力発電所では、ロシアの攻撃の際に、原子炉から数百メートルしか離れていない所内訓練施設が砲撃を受けて損壊したという事実が発生しており、着弾位置がずれておれば、原子炉本体が被害を受けるところであった。

## (2) 米国、韓国と北朝鮮との戦争に我国がまきこまれる危険があること

米国が、北朝鮮に対する大規模な空爆等が可能な大型原子力空母やミサイル搭載の駆逐艦数隻を朝鮮半島沖に展開する一方、北朝鮮は、米韓の攻撃があれば直ちに米国、韓国本土と我が国の米軍基地等に対する核・ミサイル攻撃を行うことを公言する等、まさに一即触発の事態が発生したことがある。

このような状況下で、万が一、米・韓と北朝鮮の間の戦争が開始されることになれば、沖縄をはじめとして我が国に存する米軍基地はもちろんのこと、日米同盟からしても集団的自衛権の行使として米国の支援（後方支援もしくは直接の戦闘行動）を行うことが考えられる我が国に対しても、北朝鮮からミサイル攻撃等を現実にする可能性は十分考えておかねばならない。さらに近年は台湾問題をめぐって米中間の緊張が高まっているが、万が一戦争になれば日米同盟からして我国も戦争にまきこまれる可能性が高く、そうなれば我国の原発もミサイル等による武力攻撃の対象となりうることとなる。

## (3) 防衛庁も我国と北朝鮮が戦闘状態となれば我国の原発も北朝鮮の攻撃目標になることを予測していること

ところで、東京新聞編集委員兼論説委員である半田滋氏（岩波新書・半田滋著「日本は戦争をするのか」）によれば、1994年に、防衛庁は、政府の指示により、朝鮮半島で戦争が起きた場合を想定した不測事態対処のための計画として、「K半島事態対処計画書」をまとめあげているとされる。

この「K半島事態対処計画」はゲリラ攻撃の発生が予想される施設として、日本海に面した九州、中国地方の施設を列挙している。

軍事施設はもちろんのこと民間施設も攻撃目標になる。文書が列記しているのは、九州、中国地方の政治中枢であるすべての県庁と県警本部。ほかに交通施設として関門トンネルや新幹線のトンネル、九州・中国自動車

道路、福岡空港などすべての民間空港や北九州港など港湾施設も防護が必要とし、生活関連施設として電気、ガス、石油、電話に関連した発電所、ガス補給所、石油備蓄基地などを挙げている。

このような「K半島事態対処計画書」の記述からしても、我が国と北朝鮮とが戦闘状態となった場合、民間の重要生活関連施設である発電所が攻撃の目標になることは、十分考えられる。

#### (4) 川内原発は二重の意味で北朝鮮のミサイル攻撃の対象になりやすいこと

とくに、北朝鮮のほとんどのミサイルの射程範囲に入る九州、中国地方の民間施設や自衛隊基地等とはとくに攻撃目標となりやすいこととなる。

この場合、九州内にある玄海原発と川内原発は、二重の意味で、北朝鮮のミサイル攻撃の目標になりやすいものである。

即ち、その第一は、我が国の原発が、有力な発電施設として、民間の重要な生活関連施設であること、しかも両原発とも北朝鮮に地理的にも近く攻撃しやすいこと、第二は、攻撃により原発が破壊され、周辺地域への放射性物質の流出事態となった場合には収拾がつかなくなり、周辺にあたえる影響・被害は極めて甚大（流出する放射性物質の汚染という視点からいうと、それは広島型原爆の比ではないとされている。）であり、我が国に対する攻撃目標としては、我が国に打撃を与える上で核攻撃に比する程の極めて効率のよい攻撃目標ということになる。

### 3、弾道ミサイルによる原発攻撃に有効に対処しうるシステムは何ら存在していないこと

#### (1) 弾道ミサイルに有効に対処しうるシステムはできていないことを政府も認めていること

平成16年12月に原子力安全・保安院、内閣官房がまとめた「有事における原子力施設防護対策懇談会報告書」に添付された資料によると、我

が国が受ける武力攻撃事態」のうち、「弾道ミサイル攻撃」については、

①「事態生起の可能性」としては、

ア 我が国への武力攻撃がある場合、我が国の地理的特性や現代戦の様相から、航空機・ミサイルによる急襲的攻撃が反復して行われると見込まれる。

イ 弾道ミサイルの拡散の進展への対応は差し迫った課題

② 措置実施までの時間的余裕

発射から弾着までごく短時間

③ 留意点

弾道ミサイルに有効に対処しうるシステムは未整備

とされている。

即ち、被告国も、有事における我が国への弾道ミサイル攻撃への対応は差し迫った課題と認識しながらも、発射から弾着までごく短時間しかない弾道ミサイルに有効に対処しうるシステムは現在整備されていないという現実を認めているところである。

**(2) 設置許可基準が求める「テロによる重大事故に対処する施設の設置」は主に大型飛行機の衝突を想定しており、テロ全般には及んでいないこと**

設置許可基準規則第42条一号が設置を要求している特定重大事故等対処施設は、「原子炉建屋への故意による大型飛行機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること」とされている。

そして、その審査ガイドは、「衝突を想定する航空機の機種」としては、「国内を航行する民間航空機を、建屋等の頑健性を確認する観点から、概ね代表するものとする。」としている（原子力規制委員会「実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド」）。

これらの想定から、原子力規制委員会のテロリズムによる攻撃規模につ



いての最大の想定は「大型の民間航空機の衝突」であり、そこに爆弾や爆発物による攻撃は含まれていないと解される。

**(3) 原子力規制委員長も「原発が大きな爆発力のあるミサイル攻撃を受けるときこれを防護する手段はない」と答えていること**

しかし、今日、テロリズムの攻撃として、ミサイルや爆弾を用いた武力攻撃を全て想定外としていることは、明らかに相当性を欠いている。

更田豊志原子力規制委員長は、2022年（令和4年）3月16日、特定重大事故等対処施設は「武力攻撃を想定しているわけではないが、一般論からすれば、意図的な航空機の衝突などに対応するための施設であり、有効な部分はある。」としつつ、「ただ、威力が一定程度以上になれば守りようがない」と述べ、さらに、原発がミサイル攻撃を受けた場合については、「大きな爆発力を持っていれば、攻撃を受けただけで放射性物質を飛び散らせるので防護する手段は事実上ない」と答えた（甲A302）。

**(4) ミサイル等を用いた武力攻撃から原発の安全性を確保することは不可能であり、設置許可基準が求める特定重大事故等対処施設では役に立たないこと**

以上より、①設置許可基準規則において、テロリズム対策用の特定重大事故等対処施設を設ける前提条件として、「大型航空機の衝突」を最大事象として設定し、「ミサイルや爆弾を用いた武力攻撃」を完全に想定外としていることは、原発へのテロによる攻撃規模を過小に設定したものであり、原発の安全性確保の観点から極めて不当である（甲B341・9頁の(5)）。

また、②ミサイルや爆弾を用いた武力攻撃を想定すると、原子力発電所の安全性を確保することはもはや不可能であり、現在の特重大事故等対処施設は全く役に立たない（甲B341・9頁の(5)）。

また、『K半島事態対処計画』に出てくる『西日本地域におけるTBM（戦域弾道ミサイル）対処』の項目でも、冒頭で『自衛隊独自で対応すること

は困難である』とあっさり白旗を上げている。

**(5) 原発のテロ対策施設の工事が未完成のためテロ対策が不十分として稼働が認められなかった川内原発1号機**

川内原発1号機は令和2年3月16日から稼働を停止させられていた。

この1号機については、許可設置基準が求める原発のテロ対策施設（特定重大事故等対処施設）の工事がまだ完成していないことから、テロ対策が不十分として原子力規制委員会により稼働が認められなかったからである。

このため川内原発1号機は、その後原子力規制委員会から指摘された川内原発1号機のテロ対策施設の工事を完成させた後に稼働が認められている。

しかし、このような専ら航空機による原発攻撃しか想定していないテロ対策施設では、想定されるほとんどのテロ攻撃を防ぐことはできないのである（先にみたようにこのことは国も否定していない）。

**(6) 川内原発に規制委員会の求めるテロ対策施設が完成していたとしても、他国からの武力攻撃を防ぐことは不可能であること**

原発へのミサイル攻撃をはじめ、他国からの様々の武力攻撃が想定され、しかもそれは何百年に一度というような巨大な津波、大地震、火山爆発等の自然災害よりもはるかに高い確率で発生するおそれがある。

このように考えると、原発施設に十分なテロ対策が施されているかは原発稼働安全の大前提ともいえるべきものであり、原発の稼働にあたってはあらゆるテロ攻撃を十分に防ぎうるテロ対策が施されていることが必須というべきである。

しかるに、原発へのミサイル・武力攻撃を防止できるだけの原発へのテロ攻撃に対する防衛対策は川内原発にはほとんど存在していないのである。

このように考えると、川内原発において規制委員会の求める主に大型航

空機による衝突事故を想定したテロ対策施設が完成していたとしても、それにより他国からの様々な武力攻撃を防ぐことは到底困難というべきである。

#### 4、武力攻撃により原子炉格納容器が破損した場合の周辺住民の犠牲を試算した上岡直見氏のシミュレーション

##### (1) 東海第二原発が武力攻撃を受けた場合を想定して作成した上岡氏のシミュレーション（甲B349）

日本原子力発電東海第二原発（東海村）が武力攻撃を受けて原子炉格納容器が破損し、炉心の放射性物質が外部に放出された場合、茨城県内などで約37万人の死者が出るとのシミュレーションによる試算を、環境経済研究所（東京都千代田区）所長の上岡直見・法政大非常勤講師が公表した（甲B349）。首都圏の広範囲で人が住めなくなる恐れも、併せて指摘している。

上岡氏は、戦車などの砲弾や携行兵器が原子炉建屋、格納容器、圧力容器を一挙に貫通して炉心に到達することは考えにくいとして、原子炉停止時に炉心の熱を冷ます機器が破壊され、大量に発生した水蒸気の圧力で格納容器が壊れるシナリオを想定。その後起きる炉心溶融でヨウ素やセシウム等の核分裂生成物が大気中に放出、東京方面に吹く風で拡散するケースをシミュレーションした。

その結果を、1986年のチェルノブイリ原発事故後にウクライナで定められた放射能汚染地域の区分（チェルノブイリ基準）に当てはめたところ、東海第二では茨城、埼玉両県と東京都の広い範囲が立ち入り禁止となり、強制移住（1平方メートル当たり148万ベクレル以上の土壤汚染など）の対象は関東一円に及んだ。

##### (2) 上岡氏の原発武力攻撃を想定したシミュレーションの結果では、東海第

## 二原発で約37万人、柏崎刈羽原発で約5万9千人の犠牲者が予測されること

また、全住民の避難に2週間かかると仮定し、被ばくによる人体への確率的影響を評価。2シーベルト（2000ミリシーベルト）の被ばくで致死率2.3%、1シーベルトで0.1%などの推定を基に死者数を計算すると、原発周辺を中心に東海第二で約37万人、柏崎刈羽では約5万9千人となった。このほか、死亡に至らない健康被害も起きる。

上岡氏は「格納容器の破損でもかなり深刻な事象だが、最悪の想定ではない。プールの破壊ではさらに大量の放射性物質が放出され、試算の数倍の死者が発生しうる」と懸念。「ウクライナ危機で原発の大きなリスクがあらためて浮き彫りになった」としている。

### (3) 1984年に外務省が行った原発に対する武力攻撃の被害シミュレーション

なお上岡氏は、同氏作成の「日本の核施設武力攻撃リスク評価解説」（甲B346）で、外務省が行った原発武力攻撃の被害シミュレーションについて、以下のように述べている。

1981年6月にイスラエル空軍がイラクの核施設を爆撃した。これには各国も衝撃を受け、日本では当時20数基の原発が稼働していたが、外務省は原発に対する武力攻撃の被害シミュレーションを1984年に行っている。この報告の冒頭で反原発運動に利用されることを警戒して部外秘扱いを求め公表されなかったが、福島第一原発事故後に下記で公開されている。シミュレーションでは①補助電源喪失、②格納容器破壊、③原子炉本体破壊の3ケースを想定している。

ただし③の原子炉本体破壊までに至る可能性は低いとして②の格納容器破壊を主に検討している。計算には多くの条件を仮定する必要があり、事故想定が同じでも周辺住民がいつ避難するかによっても被害が大きく異なる

るが、報告の最大ケースでは急性死亡18,000人、急性障害41,000人などの被害が推定されている。避難するにしても発生から避難までの被ばくによる晩発性の障害で24,000人が死亡と推定されている。報告書では、攻撃側にある程度の知識さえあれば大量放出を引き起こせると指摘している。事故であれば一定のシナリオがあり、例えば「高圧注水系の起動に失敗したら次は何が起きる云々」のステップで考えられるが武力攻撃ではこれらのステップが全く無視され、突如として別の局面に移行することもありうる。

#### (4) 上岡氏が指摘する原発に対する武力攻撃の主な形態と主な対象

- ① 上岡氏は予想されている主な武力攻撃の形態として、以下のような攻撃形態をあげている（甲B346・3ページ～4ページ）。

<p>巡航ミサイル (在来型)</p>	<p>技術的には「無人飛行機」のような形態。ピンポイントでの命中が可能であるが、通常弾頭では建屋→格納容器→反応容器までの一挙貫通は困難。誘導爆弾・空対地ミサイル（後述）に比べれば高コストであり数が限られる。迎撃可能だが発見は困難（地形追随飛行）。弾道ミサイルよりは単価が安いので多数の飽和攻撃を実行された場合には防衛は困難。BMDとは関係ない。</p>
<p>巡航ミサイル (超音速)</p>	<p>ピンポイントでの命中が可能。ロシアがウクライナで使用との報道。発見・迎撃は困難と思われる。</p>

航空攻撃	誘導爆弾・空対地ミサイルを使用。イスラエルがイラクの核施設を攻撃した事例あり。最近のこれらの兵器は精度が高くピンポイントでの命中が可能。他の方法に比べて数の制約が少なく（低コスト）反復攻撃が可能。周辺設備や使用済み燃料プールや周辺設備の破壊が懸念される。
ドローン	可能性はあるが破壊力が小さいので直接的な被害は限定的。周辺設備の破壊はありうる。
意図的航空機衝突	正規軍では考えにくい、「自爆攻撃」を厭わない国（勢力）であれば可能性がある。
着上陸侵攻部隊	戦闘車両（戦車など）からの砲撃、歩兵部隊の射撃など。建屋→格納容器→反応容器までの一挙貫通は困難だが長時間反復攻撃が可能。使用済み燃料プールや周辺設備の破壊のリスクが大。軍事的に撃退できたとしても、その過程で交戦が不可避だから設備の損傷は避けられない。
特殊部隊	可能性が最も高い。RPG（擲弾発射器）などの携行兵器では、建屋→格納容器→反応容器までの一挙貫通は困難だが、使用済み燃料プールや周辺設備の破壊はありうる。

- ② 上岡氏は、原発への武力攻撃の対象として考えられる主な事象を以下のとおり示している（甲B346・10ページ）。

事象	進展	時間的な推移
使用済み燃料プールの機能喪失	使用済み燃料プールの構造的破損、あるいは周辺設備（除熱設備）の破壊により水位が保持できず、崩壊熱で使用済み燃料が溶融する。この状態になると人による対処不能で放置するしかない。	攻撃後、1～数日で放射性物質の放出が始まり、長期間継続する。ただし漏出 FP が全て環境中に飛散するわけではなくその一部を想定。
原子炉の冷却機能喪失	スクラムは成功したとして、周辺設備（除熱設備）の破壊により崩壊熱で燃料が溶融する。あるいは計装機器・制御システムの破壊によりパラメータ把握ができなくなる。あるいは運転員の活動制約により安全が保持できなくなる。	攻撃後、1～数日で放射性物質の放出が始まる。核反応は起きないが事象の進展によっては福島と同様の突発的放出が伴う可能性はある。
廃液処理設備の冷却機能喪失	燃料プールと同様。この状態になると人による対処不能で放置するしかない。	攻撃後、1～数日で放射性物質の放出が始まり、長期間継続する。

## 5、おわりに

### (1) 原発への武力攻撃の危険と特定重大事故対処施設の設置義務

以上みてきたように、現状からしても他国からの原発への武力攻撃の危険はかなり高い確率で発生する可能性がある。そして、上岡氏の原発に対する武力攻撃に関するシミュレーションにもとづく指摘どおり、ミサイル等により一たん原発本体の損傷が発生すれば、数万人から数十万人の死者が予想される等、甚大な被害を招くことにもなりかねないのである。

このような他からの武力攻撃により原発が破壊される危険については、許可設置基準において原発事業者に対し、原発施設内に特定重大事故等対処施設を設置することを求めており、規制委員会も同対処施設が完成していない場合、原発の稼働は認めないとしている。川内原発1号機が、対処施設完成まで稼働が認められなかったのもそのためであった。

## **(2) 規制委員会が求める重大事故対処施設は専ら大型航空機の衝突による攻撃を想定したものであること**

このように規制委員会が対処施設の設置に厳しい対応をするのは、先にも述べたように他国からの原発への武力攻撃がなされる危険が現実存在し、攻撃による原発の破壊が発生したら、莫大な被害が発生するおそれがあるからである。

しかし、原告らが再三指摘しているように、規制委員会の求める重大事故対処施設は基本的には専ら大型航空機の衝突による攻撃に対する対処施設を想定したものであり、それ以外のミサイル攻撃に対する対処は考えられていない。

しかし、原発への考えられうるあらゆるテロ攻撃に対処できる施設・態勢でないかぎり、原発稼働の安全性が十分に確保されたとはいえないことは明らかである。

上岡氏が指摘しているように、原発に対する武力攻撃の形態は様々であり、その主なものでも巡航ミサイル、超音速巡航ミサイル、航空攻撃、ドローン、意図的航空機衝突、着上陸侵攻部隊、特殊部隊等々による攻撃が考えられる。

規制委員会は武力攻撃として大型航空機による攻撃（原発への衝突）を想定して対処施設の設置を求めるが、むしろ航空機を使用する攻撃よりもミサイル等による攻撃の方が確率的には高いのではないか。

## **(3) ミサイル等の攻撃には何らの対処方法も存在していないままの原発稼**



## 働は許されないこと

このように考えると、大型航空機による攻撃、重大事故から防護できれば（そのための対処施設があれば）原発稼働を認めるが、ミサイル等の攻撃には今のところ対処方法がないとしてお手上げの状態となっているにも拘らず、原発の稼働を認めようというのは、防禦不能の攻撃の危険については目をつむろうという考え方に他ならない。これでは原発を武力攻撃の危険にさらしたまま稼働を許容してしまうこととなる。

現に川内原発は、許可設置基準をクリアするためのいわば形だけの重大事故対処施設は存在するものの、ミサイル等による武力攻撃には何ら対処できるものにはなっていないのである。

しかし、このような危険な状態をかかえたままでの川内原発の稼働は到底許されないというべきである。

以 上